

「生きる」を創る。

Aflac

パンフレット

2022年4月版

Web限定

医療保険

EVER

Prime

保障が充実。  
なのに、ムダがない医療保険。



健康な方はもちろん、“健康に不安がある方”もお申し込みいただけます。

契約年齢\*

満18歳～満69歳  
(インターネットによる通信販売の場合)  
\*契約内容により異なります。

この保険は、「病気やケガの保障(がんや重大疾病の保障も含む)、介護や障がいの保障」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。

ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。



はお客さまにとくに確認いただきたい項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

商品の特長

保障内容

ご契約後のサービス

健康に不安のある方へ

支払事由

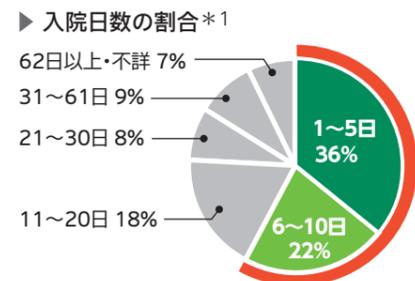
Q&A

アフラックなら、ライフステージの変化にあわせてその時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく最適な保障を備えることができます。



## 1 病気やケガのリスク

入院は短期化の傾向にありますが、短期の入院でもまとまった費用がかかる場合があります。

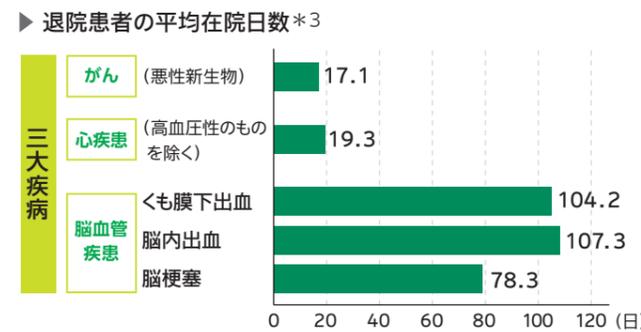


5日未満の入院の自己負担費用

平均 **10.1万円**\*2

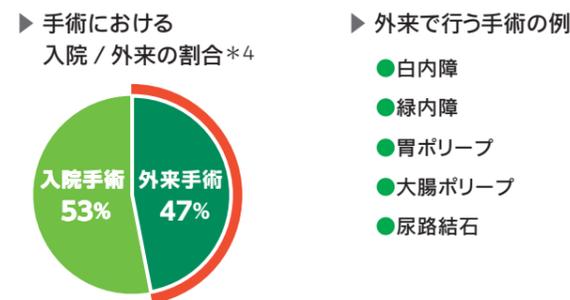
**短期の入院でも10日分**  
10日未満の入院（日帰り入院を含む）でも、**一律10日分**の入院給付金をお受け取りいただけます。

三大疾病は長期間の入院が必要となる場合があります。



**三大疾病による入院を日数無制限で保障**  
充実プランなら三大疾病による入院を**日数無制限**で保障します。再発や長期にわたる治療が必要となる場合も保障が続くので安心です。

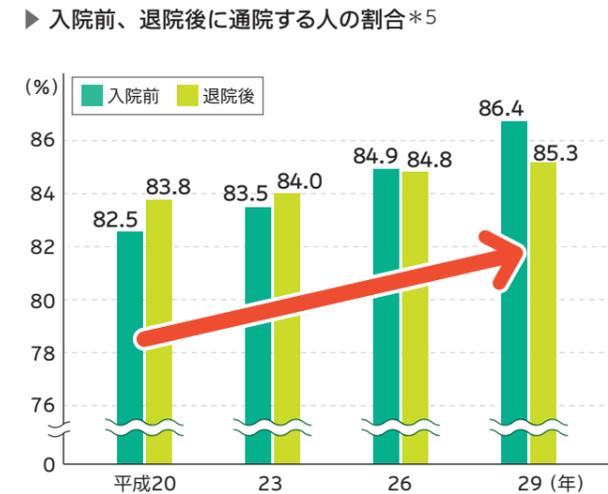
手術全体のうち、**外来手術が約半数**を占めています。



**外来手術も入院手術と同額で保障**  
入院中の手術はもちろん、**外来手術も同額**で保障します。  
「外来手術増額特則」が付加されています

## 通院

近年、**入院前の通院**が退院後の通院より多くなっています。



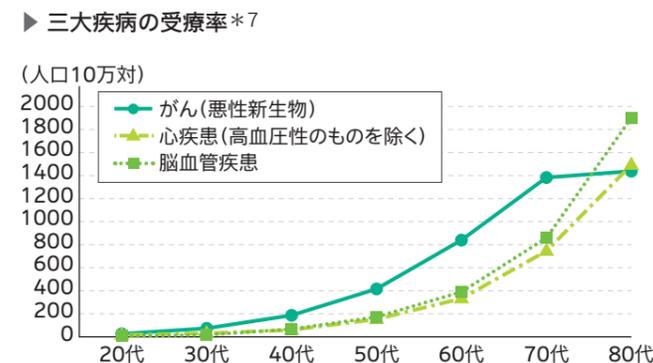
**入院前・外来手術前の通院も保障**  
入院前後の通院はもちろん、**外来手術・放射線治療前後**の通院も保障します。

## 三大疾病・生活習慣病

三大疾病は、日本人の死亡原因の**約半数**\*6を占めています。

- 三大疾病とは…
- がん(悪性新生物)**
    - 胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がん、乳がん など
  - 心疾患**
    - 急性心筋梗塞、狭心症、心筋症、不整脈、心不全 など
  - 脳血管疾患**
    - くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞 など

三大疾病のリスクは**40代以降**高まります。



**三大疾病の保障を上乗せ**  
特約  
三大疾病 保険料払込免除特約  
三大疾病一時金特約

生活習慣病が改善せず、病状が悪化した場合、**さまざまなリスク**があります。



**特定の生活習慣病(肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症)の保障を上乗せ**  
特約  
特定生活習慣病 保障特約

\*支払事由については、13～14ページをご確認ください。

\*1 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成  
\*2 (公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

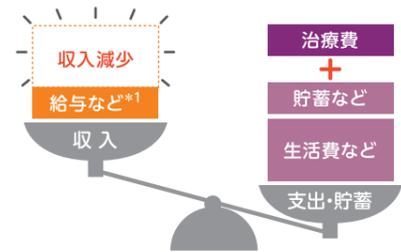
\*3 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成  
\*4 厚生労働省「平成30年 社会医療診療行為別統計」をもとにアフラック作成

\*5 厚生労働省「平成20、23、26、29年 患者調査」をもとにアフラック作成  
\*6 厚生労働省「平成30年人口動態統計(確定数)の概況」

\*7 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成

## 2 働けなくなるリスク

働けない状態が続くと収入は減少しますが、その間も生活に必要な支出は続きます。



例えば、5.5カ月間\*2 休職した場合にかかる生活費は約**100万円**です。

▶ 休職期間と生活費の平均値

$$\begin{matrix} \text{休職期間は} & \text{1カ月あたりの} & \text{休職期間の生活費は} \\ \text{約}5.5\text{カ月} & \times \text{生活費は} & \text{約}104\text{万円} \\ & \text{約}19\text{万円} & \end{matrix}$$

※障害が残った場合など、休職期間はさらに長引く場合があります。  
※公的保障（傷病手当金や障害年金など）を受けることができる場合があります。

病気やケガで働けなくなった場合の  
当面の生活費をサポート!

特約

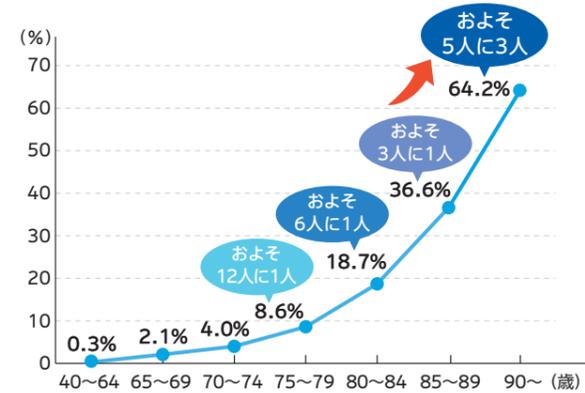
就労所得保障  
一時金特約

精神疾患保障  
一時金特約

## 3 介護のリスク

年齢とともに介護のリスクは高まります。

▶ 公的介護保険の介護サービスの  
認定者数の人口に占める割合（年齢階級別）\*4



介護が必要になった人の約**4人に1人**\*5は「認知症」です。

▶ 介護が必要になった主な原因の構成割合  
(対象：要介護2~5)\*5



要介護状態になったら、  
さまざまな費用がかかります。

▶ 介護費用の例

一時費用の合計(住宅改造や介護用ベッドの購入など)  
平均 約**69万円**\*6 ※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

介護が必要になった場合の  
経済的負担をサポート!

特約

介護一時金特約

認知症介護  
一時金特約

※支払事由については、14ページをご確認ください。

\*1 給与以外に、公的保障(傷病手当金や障害年金など)が含まれる場合もあります。  
\*2 平成30年度 全国健康保険協会「現金給付受給者状況調査報告」の傷病手当金の平均支給期間より  
\*3 総務省統計局「2019年家計調査(家計収支編)調査結果」  
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html>)

\*4 厚生労働省「平成30年 人口動態統計」および厚生労働省「介護給付費等実態統計月報(平成30年12月審査分)」をもとにアフラック作成  
\*5 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」よりアフラック算出  
\*6 (公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」※過去3年間に介護経験がある方を対象



「医療保険 EVER Prime」は、医療環境の変化に対応した基本保障と豊富な特約で、さまざまなニーズにお応えします。

基本保障	三大疾病による長期入院に備えるプラン ＜三大疾病無制限入院特約＞付き	充実プラン	女性は ＜女性疾病入院特約＞を 付加できます。	5~6 ページ
	入院・通院などの基本保障に備えるプラン	基本プラン	女性疾病入院特約	
特約など	ご希望にあわせて特約などを付加できます。			5~6 ページ
	三大疾病・生活習慣病への備え	三大疾病 保険料払込免除特約	三大疾病一時金特約	
	働けなくなったときへの備え	就労所得保障 一時金特約	精神疾患保障 一時金特約	
	介護への備え	介護一時金特約	認知症介護 一時金特約	
	オプション	健康祝金特約	入院一時金特約	女性専用 女性特定手術特約

保険の入り方を、変えよう。



長生きの時代、アフラックなら  
ライフステージの変化にあわせて、  
保障を最新化できます。

**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号



入院給付金日額：5,000円  
 入院給付金支払限度：60日型  
 外来手術増額特則：あり

- 入院給付金日額は、5,000円(満40歳以上の方は3,000円)から10,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。  
 ※<女性疾病入院特約>は入院給付金日額が5,000円以上の場合に付加できます。(女性疾病入院給付金日額は5,000円のみ)
- <通院特約><総合先進医療特約>を付加しないでのお申し込みいただくこともできます。
- 三大疾病無制限入院給付金日額と通院給付金日額は、入院給付金日額と同額で設定しています。



- 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」、「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
- <三大疾病保険料払込免除特約><三大疾病一時金特約>の**がん(悪性新生物)**の保障開始には、**3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。**
- 特約のみのお申し込みはできません。<三大疾病保険料払込免除特約>を中途付加することはできません。
- ※支払事由・支払限度などについては、13~14ページ「支払事由」、15~18ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

基本保障

保障内容	疾病入院給付金 災害入院給付金	EVER Prime		プランに組み込まれた保障 ● ●	付加可能な保障 ○ ○	短期の入院でも10日分 10日以内の場合 一律10日分 <b>5万円</b>	1回の入院につき60日まで	11日以上の場合 1日につき <b>5,000円</b>	三大疾病による入院を 日数無制限で保障	1日につき <b>5,000円</b>	日数無制限	女性のみ付加できます 女性疾病入院給付金	1日につき <b>5,000円</b>	1回の入院につき60日まで	外来手術も入院手術と同額で保障 外来手術*・入院手術* 特定手術：がん(悪性新生物)に対する 開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など	1回につき <b>5万円</b>	回数無制限 (一連の手術については 14日間に1回を限度)	1回につき <b>20万円</b>	1回につき <b>5万円</b>	60日に1回を限度 回数無制限	入院前・外来手術前の通院も保障	1日につき <b>5,000円</b>	入院・外来手術・放射線治療前 60日から、退院・外来手術・放射線 治療後120日の間で30日まで	10年満期 (自動更新)
		充実 プラン	基本 プラン																					
入院	三大疾病無制限 入院給付金	●	—																				終身 (一生涯保障)	
	手術給付金	●	●																					
	放射線治療給付金	●	●																					
通院	疾病通院給付金 災害通院給付金	●	●																					
先進医療	先進医療給付金	●	●																					

ご希望にあわせて特約・特則を付加できます。

\*特定手術を除く

特約など

特約内容	三大疾病保険料払込免除特約	保険料払込免除	免除事由に該当したとき 以後の主契約・特約保険料はいただきません (保障は継続します)	特約給付金額 50万円の場合	1回につき <b>50万円</b>	1年に1回を限度 回数無制限	終身 (一生涯保障)
がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患	三大疾病一時金特約	三大疾病一時金					
肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病の合併症	特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病 保障給付金		特約給付金額 50万円の場合	第1回 <b>50万円</b>	1回限り	
					第2回以降第5回まで <b>25万円</b>	4回まで	

働けなくなったときへの備え 7ページへ

病気やケガで  
働けなくなった場合の  
当面の生活費をサポート

就労所得保障  
一時金特約

精神疾患保障  
一時金特約

介護への備え 7ページへ

介護が必要になった場合の  
経済的負担をサポート

介護一時金特約

認知症介護  
一時金特約

オプション 7ページへ

健康祝金特則

入院一時金特約

女性専用

女性特定手術特約

働けなくなったときへの備え

就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	特約給付金額50万円の場合	50万円	1回限り	65歳満期
		特約給付金額50万円の場合	50万円	1回限り	
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	特約給付金額50万円の場合	50万円	1回限り	

介護への備え

介護一時金特約	介護一時金	特約給付金額50万円の場合	50万円	1回限り	終身 (一生涯保障)
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	特約給付金額50万円の場合	50万円	1回限り	

オプション

健康祝金特則*	健康祝金	入院給付金日額5,000円の場合	3年ごと	2.5万円	被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日まで	
入院一時金特約	入院一時金	特約給付金額5万円の場合	1回の入院につき	5万円	回数無制限	終身 (一生涯保障)
女性特定手術特約	女性特定手術給付金	1回につき		20万円	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術： 1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術：1回 ・卵巣全摘出術： 1卵巣につき1回ずつ	10年満期 (自動更新)
	乳房再建給付金	1回につき		50万円	更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ	

\*「健康祝金特則」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契約と同一です。健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日までとなります。「健康祝金特則」の中途解約はできません。

- 保障が始まる日（責任開始期）以後に「発病した病気」、「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
  - <女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始には、3カ月の待ち期間（保障されない期間）があります。
  - <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り付加できます。
  - 特約・特則のみのお申し込みはできません。
- ※支払事由・支払限度などについては、13～14ページ「支払事由」、15～18ページ[Q&A]、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

就労所得保障一時金・精神疾患保障一時金の支払事由について

就労所得保障一時金は、**就労困難状態A** に該当し、その状態が60日継続した場合に支払われます。

お支払いの対象となる**就労困難状態A**とは、被保険者が病気またはケガなどにより、右記の①入院や②在宅療養(a)(b)(c)いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が**就労困難状態A**に該当したか否かはアフラック所定の診断書などを用いて医師が証明した内容を確認して判断します。**それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。**

- ①入院  
医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
- ②在宅療養  
(a) 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅など（障害者支援施設などを含みます）で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し、自宅などからの外出が困難な状態  
**！** 病院への通院など必要最低限の外出を除き、医師により活動範囲が自宅などに制限されている状態となります。**それまでに従事していた仕事ができなくても、医師による治療が終了している場合や医学的にみて自宅などからの外出が可能である場合には、お支払いの対象になりません。**  
(b) 所定の特定障害状態に該当した状態  
※特定障害状態とは、国民年金法で定める障害等級1級または2級に相当する状態としてアフラックが定めた状態をいいます。  
(c) 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます。

**！** お支払いできない例 男性 53歳(受傷時) 職業:会社員(営業)

転倒により右足を骨折し、30日間入院。退院後も、ギプスで右足を固定しており、受傷後60日を超えてもギプスが外れず、営業の仕事に復帰できませんでした。しかし松葉杖を使えば外出でき、通院以外の目的でも日常的に外出が可能な状態でした。



上記の例における退院後の期間は**就労困難状態A**には該当しないため、お支払いの対象にはなりません。

精神疾患保障一時金は、所定の精神疾患を原因として**就労困難状態B** に該当し、その状態が60日継続した場合に支払われます。

お支払いの対象となる**就労困難状態B**とは、被保険者が所定の精神疾患により、右記の①②③いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が**就労困難状態B**に該当したか否かはアフラック所定の診断書などを用いて医師が証明した内容を確認して判断します。**それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。**

- ①入院  
医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
- ②国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害等級1級または2級に認定された状態



健康や医療・介護に関する相談、病気やケガをしたときの不安や悩みなどを幅広くサポートします。



### 健康や医療に関する相談をしたい

#### オンライン医療相談サービス

相談料 **無料**

提供：(株)メディカルノート

【ご利用できる方】 ご契約者さま

専門医を中心とした医療チームに、病気や身体に関するさまざまな悩みを月10回まで無料でご相談いただけます。一つのご相談に対しては**何度でも追加質問**ができますので、納得のいくまでご相談が可能です。  
※法人契約の場合や、ご契約を解約した場合は、本サービスはご利用いただけません。

#### 24時間健康電話相談サービス

相談料・通話料\*1 **無料**

\*1 携帯電話の場合は通話料がかかります  
提供：(株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者さまと そのご家族

健康や医療に関するご相談に看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が、**24時間365日**お電話でお応えします。



### 専門のお医者さんを探したい

医師の紹介およびセカンドオピニオン受診費用\*2 **無料**

\*2 検査や治療などにかかる費用はご利用者さま負担  
提供：(株)法研

【ご利用できる方】 被保険者さま

#### セカンドオピニオンサービス

ベストドクターズ®・サービス

優秀な医師\*3の紹介を受け、**診断や治療方針・方法**などについてのセカンドオピニオンを求めることができます。

#### 治療を目的とした専門医紹介サービス

ベストドクターズ・サービス

医師同士の相互評価で一定の評価を得た**優秀な医師\*3**をご紹介します。

Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。

\*3 登録されている医師は約6,500名(2020年3月現在)



### こころの悩みについて相談したい

相談料\*4・通話料 **無料**

\*4 医師との面談にかかる費用はご利用者さま負担  
提供：(株)保健同人社

【ご利用できる方】 被保険者さま

#### メンタルヘルス電話相談サービス

こころの悩みや不安に対するご相談に**医師や心理専門相談員**がお電話でお応えします。

#### メンタルヘルス面談サービス

全国約180カ所\*5の提携機関にて、**医師や心理専門相談員**による面談をご利用できます。

※心理専門相談員への相談は1年間に5回まで無料\*4です。  
6回目以降は有料となります(4月1日~翌年3月31日までの期間を1年間とします)。

\*5 2020年8月現在



### 介護に関する相談をしたい

相談料・通話料\*6 **無料**

\*6 携帯電話の場合は通話料がかかります  
提供：(株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者さまとそのご家族

#### 介護電話相談サービス

公的介護保険の詳細や**ホームヘルパーの依頼先**など、介護に関するご相談に専門スタッフがお応えします。

#### ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)メディカルノート、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象の医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。対象の医療保険のご契約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。

- これらのサービスは2022年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iryosoudansupport.html>をご確認ください。

「医療保険 EVER Prime」は、健康に不安がある方もお申し込みいただける医療保険です。

「特別保険料率に関する特則」は満20歳から満69歳まで付加いただけます。  
※契約内容により異なります。

このような理由で「医療保険に入れない」と思っていないですか？

持病・既往症がある

以前、入院・手術をしたことがある

現在、病気で通院し、薬も飲んでいる

「医療保険 EVER Prime」は健康に不安があり医療保険の加入をあきらめていた方もお引き受けできる場合があります。

＜お引き受けの条件＞

- 一部の身体の部位や病気、状態を保障しない\*1
- 保険料の割り増し\*2

\*1 「特別条件特則」を付加してお引き受けする場合  
\*2 「特別保険料率に関する特則」を付加してお引き受けする場合



例えば

このような方もお引き受けできる場合があります。

割り増しされた保険料をお払い込みいただく「特別保険料率に関する特則」を付加して、ご契約をお引き受けできる場合があります。ただし、被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

**糖尿病で治療中の方**（2年以内の入院や合併症がない場合）

**慢性気管支炎をお持ちの方**（2年以内の入院がない場合）

**C型肝炎で通院中の方**（2年以内の入院がない場合）

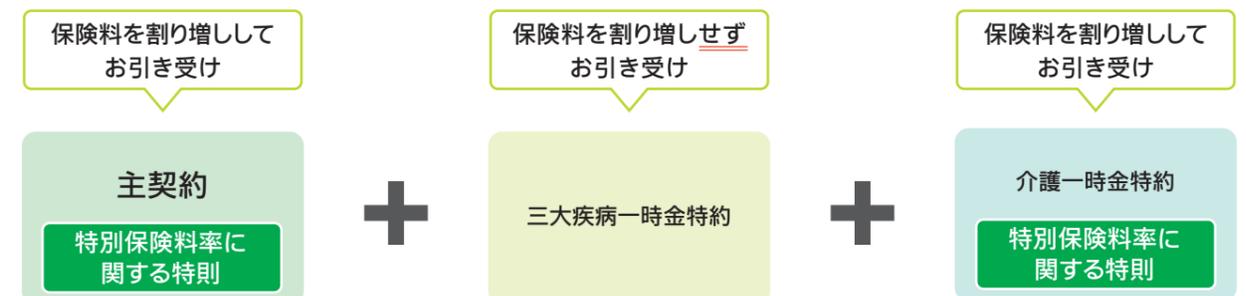


※上記のお引き受けの可能性のある例について、2年以内の入院や合併症などがなく、入院歴や診療状況などによっては、お引き受けできない場合があります。

※上記の例は、2022年4月1日現在のものであり、「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約いただける条件は、今後変更となる可能性があります。

お客さまの健康状態にあわせて、主契約・特約ごとに合理的な保険料を設定します。

＜ご契約例＞



※「特別保険料率に関する特則」が付加可能な特約については、「契約概要」をご確認ください。  
※「特別保険料率に関する特則」が付加される場合、お申し込みの際にご確認いただいた保険料合計額とご契約いただく保険料合計額は異なる場合があります。

お手続きについて

「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」が付加されたご契約をお引き受けする場合、お申し込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意旨を確認させていただきます。ご案内の内容やお手続きなどの詳細については、アフラックへお問い合わせください。



- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はご契約をお申し込みいただけません。
  - 健康状態・今までの病歴・ご職業・すでにご契約されているアフラックの保険との通算などにより、ご契約をお引き受けできない場合があります。
- ※詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

基本保障

主契約・特約・特則名称	給付金など	支払事由/免除事由	支払限度
主契約 医療保険 〔無解約 払戻金2020〕	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を目的として入院したとき	•病気・ケガそれぞれ、 1回の入院につき最高60日まで •病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
	手術給付金	つぎの①②③④いずれかに該当したとき ①特定手術を受けたとき ②入院中に手術を受けたとき(①および④を除く) ③外来による手術を受けたとき(①および④を除く) ④責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき	•一連の手術については 14日間に1回を限度 •回数無制限
	放射線治療給付金	病気・ケガの治療を目的として放射線治療を受けたとき	•60日に1回を限度 •回数無制限
健康祝金 特則	健康祝金	つぎの①と②すべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日*1に被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間*2に継続して10日以上入院に対する疾病・災害入院給付金が支払われなかったとき	被保険者の年齢が90歳となる 年単位の契約応当日まで
三大疾病 無制限入院 特約〔2020〕	三大疾病 無制限入院 給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん(悪性新生物)、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院 ②つぎの(ア)または(イ)いずれかに該当する入院 (ア)主契約で支払われる1回の入院の支払限度日数(60日)をこえる入院 (イ)主契約で支払われる入院給付金の通算支払限度日数(1,095日)をこえる入院	日数無制限
女性疾病入院 特約〔2020〕	女性疾病 入院給付金	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき	•1回の入院につき最高60日まで •通算1,095日まで
通院特約 〔2020〕	疾病通院給付金 災害通院給付金	疾病・災害通院期間*3中に、つぎの①②③いずれかに該当する通院をしたとき ①主契約の疾病・災害入院給付金が支払われる入院の原因となった病気・ケガの治療を目的とする通院 ②主契約の手術給付金が支払われる手術*4の原因となった病気・ケガの治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療の原因となった病気・ケガの治療を目的とする通院	•疾病・災害通院期間中の 通院について、病気・ケガ それぞれ30日 •病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
総合先進医療 特約〔2012〕	先進医療 給付金	病気・ケガで先進医療*5を受けたとき	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで
三大疾病 保険料払込 免除特約 〔2020〕	保険料 払込免除	●がん(悪性新生物)の場合 初めてがんと診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の場合 治療を目的として手術または入院をしたとき ●心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く)の場合 治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき	—
三大疾病 一時金特約 〔2020〕	三大疾病 一時金	【第1回】 ●がん(悪性新生物)の場合 初めてがんと診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の場合 治療を目的として手術または入院をしたとき ●心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く)の場合 治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき 【第2回以降】 ●がん(悪性新生物)の場合 ・初めてがんと診断確定された場合:がんと診断確定されたとき ・上記以外の場合:がんと診断確定されていて、治療を目的として入院をしたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の場合 治療を目的として手術または入院をしたとき ●心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く)の場合 治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき	•1年に1回を限度 •回数無制限

特約

特約名称	給付金など	支払事由/免除事由	支払限度
特定生活 習慣病 保障特約	特定生活 習慣病保障 給付金	【第1回】 つぎの①②③いずれかに該当したとき ①肝硬変または慢性膵炎で入院したとき ②慢性腎不全でつぎのいずれかに該当したとき ・永続的な人工透析療法を開始したとき ・腎移植術を受けたとき ③糖尿病を原因としてつぎのいずれかに該当したとき ・糖尿病性網膜症で網膜または硝子体に対する手術を受けたとき ・糖尿病性壊疽で手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)を受けたとき	1回限り
		【第2回以降第5回まで】 第1回の給付金の支払事由が該当日の後に到来する支払事由が該当日の年単位の応当日に被保険者が生存しているとき	4回まで
就労所得 保障一時金 特約	就労所得 保障一時金	就労困難状態A(8ページ参照)に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	1回限り
精神疾患 保障一時金 特約	精神疾患 保障一時金	所定の精神疾患により就労困難状態B(8ページ参照)に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	1回限り
介護一時金 特約	介護一時金	つぎの①②③いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したとき ③認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	1回限り
認知症介護 一時金特約	認知症介護 一時金	認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	1回限り
入院一時金 特約〔2020〕	入院一時金	主契約の疾病・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	回数無制限*6
女性特定 手術特約	女性特定 手術給付金	病気・ケガの治療を目的としてつぎの手術を受けたとき •乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む) •子宮全摘出術 •卵巣全摘出術	更新後の保険期間を含め、 •乳房観血切除術:1乳房につき1回ずつ •子宮全摘出術:1回 •卵巣全摘出術:1卵巣につき1回ずつ
	乳房再建 給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ

- \*1 契約日から起算した3年ごとの年単位の契約応当日のこと
- \*2 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のこと
- \*3 つぎの①②をあわせた期間をいいます。  
①入院開始日の前日または手術もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって60日以内の期間  
②退院日の翌日または手術もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間  
(通院期間が重複する場合は、16~17ページを参照してください)
- \*4 骨髄幹細胞の採取術を除きます。
- \*5 厚生労働大臣が認める医療技術で、対象となる疾患・症状等および実施する医療機関が限定されています。これらは随時見直され、「先進医療」から除外された場合は保障の対象となりません。
- \*6 複数回入院した場合で、それらの入院が1回の入院とみなされる場合は、1回分のみお支払いします(1回の入院とみなされる場合については16ページを参照してください)。

●給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「契約の限度」については、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

●アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。

**Q1** もしものとき、どうすればいいのですか？

**A1** 給付金などをお受け取りになる事由が発生した場合は、アフラックまでご連絡ください。

**Q2** 税法上の取り扱いについて教えてください。

**A2** 保険料・給付金の税金については、以下をご確認ください。

■保険料について

納税する方が契約者（保険料負担者）、受取人が本人（契約者）または配偶者その他の親族（6親等内の血族と3親等内の姻族）であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の主契約の保険料は、「健康祝金特則」を付加しない場合「介護医療保険料控除」、「健康祝金特則」を付加した場合「一般生命保険料控除」の対象となります。特約の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。

■各給付金について

被保険者が給付金などを受け取る場合、非課税となります。なお、健康祝金の受取人は契約者となり、所得税（一時所得）の対象となります。

※2022年1月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

**Q3** 「指定代理請求特約」とはどのような特約ですか？

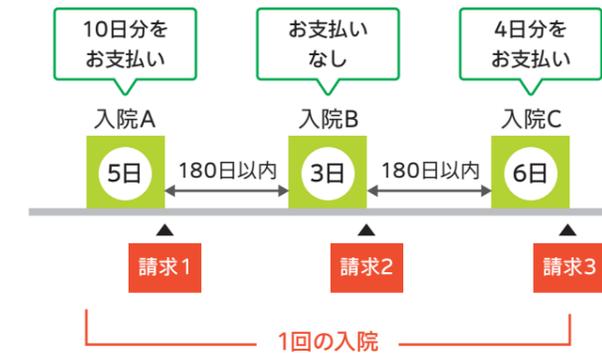
**A3** 給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が給付金などの受取人に代わって請求できる特約です。

◎詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**！** お申し込みの前にご確認ください。  
(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

**Q4** 病気で入院をした際に、1度退院して、また入院をしました。入院給付金は、どのように受け取れますか。

**A4** 前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、同一の病気であるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなされ、疾病入院給付金は以下のようにお支払いします。



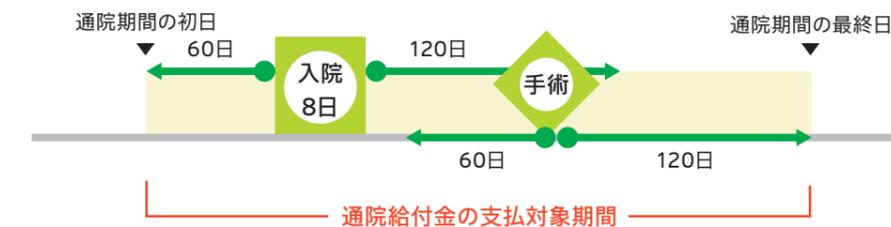
請求1 10日分の入院給付金をお支払いします。

請求2 請求2時点での通算入院日数は8日間です。請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、お支払いしません。

請求3 請求3時点での通算入院日数は14日間です。請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、4日分をお支払いします。

**Q5** 病気で入院した後、外来で手術をしました。通院給付金の支払対象期間はどのようになりますか。

**A5** 「入院」「手術」「放射線治療」を2回以上した場合で、疾病通院期間が重複するときは、重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間が通院給付金の支払対象期間となります。



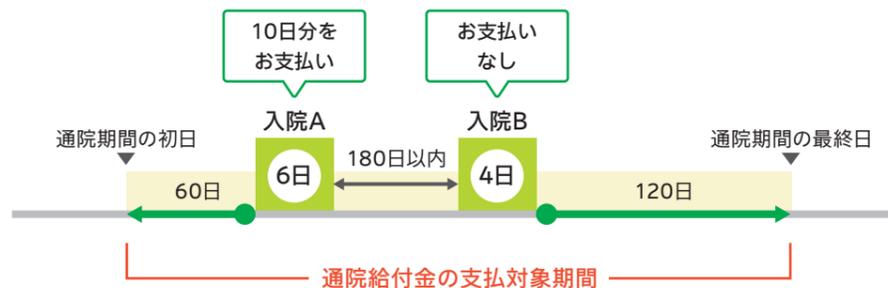
次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

参考

複数回入院をした場合で、それらの入院が「1回の入院」とみなされるときは、疾病（災害）通院期間

主契約で「1回の入院」とみなされる場合、退院後の通院期間は最終の入院の退院日の翌日から起算します（最初の入院時点で10日分の入院給付金が支払われたことにより、2回目以降の入院で入院給付金の支払いがされない場合を含みます）。



**Q6** 健康祝金はどうのときに支払われますか？  
（「健康祝金特則」を付加した場合）

A6

**例1** 健康祝金支払判定期間<sup>\*1</sup>内に10日以上の入院を180日以内に複数回した場合

入院A・入院B・入院Cは、継続して10日以上入院をしていないため、健康祝金をお支払いします。



**例2** 2日間入院した後、180日以内に10日間入院した場合

入院Bのお支払いは2日分ですが、継続10日以上入院に対して10日分のお支払いがあったとみなされるため、この健康祝金支払判定期間における健康祝金はお支払いしません。



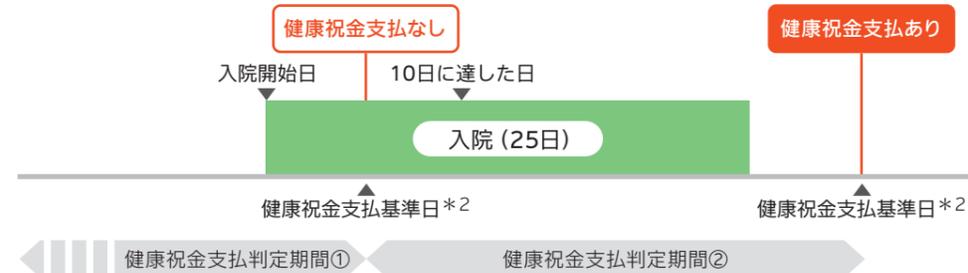
\*1 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。  
\*2 契約日から起算した3年ごとの年単位の契約当日のことをいいます。



**お申し込みの前にご確認ください。**  
（詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

**例3** 健康祝金支払基準日を含んで継続10日以上入院をしている場合

この入院は、入院開始日の属する健康祝金支払判定期間①における入院とみなされます。その結果、健康祝金支払判定期間②における入院がなくなり、健康祝金をお支払いします。



参考

健康祝金のお支払い後に健康祝金支払判定期間中の入院に関する請求があった場合について

- 健康祝金が支払われた場合で、その健康祝金が支払われることとなった健康祝金支払判定期間中の疾病（災害）入院給付金の請求を受け、入院日数が継続して10日以上入院に対する疾病（災害）入院給付金が支払われることとなったときには、疾病（災害）入院給付金の支払額から、すでに支払われた健康祝金の支払額を差し引いた金額をお支払いします（健康祝金の自動据置による利息をお支払いしていた場合には、その利息を含みます）。
- 疾病（災害）入院給付金の支払額が差し引くべき健康祝金の支払額に不足するときは、その不足する金額のお払い込みが必要です。

商品の特長

保障内容

ご契約後のサービス

健康に不安のある方へ

支払事由

Q&A

※インターネットによる通信販売で、ご加入いただける商品プランです。通信販売以外のお取り扱いでは、お選びいただけるプランが異なります。

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「ご契約のしおり・約款」にはご契約にともなう大切なことながら掲載されていますので必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

#### ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り扱いが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り扱いに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。

- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

#### 生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

#### ご契約後のお問い合わせ・お手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・お手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受け付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどに対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただく場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

## お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・  
ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター **0120-555-027**

月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは  
<募集代理店>

 **MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行**

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

**0120-860-777**

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

◎保険料および保障内容などは、2022年4月1日現在のものです(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります)。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

 **アフラック**  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
<https://www.aflac.co.jp/>